

地域包括支援センターの概要

1. 茅ヶ崎市における地域包括支援センター開設経緯

- 2005（平成17）年6月 「介護保険法等の一部を改正する法律」成立
- 2006（平成18）年4月 “ ” 施行
地域包括支援センターが創設（介護保険法第115条の46）
また、介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成等）を地域包括支援センターが行うとする新予防給付が創設されるとともに、地域支援事業が創設（介護保険法第115条45）され、要支援・要介護になる前の段階から介護予防に資するサービス（介護予防事業、茅ヶ崎市では「すこやか支援プログラム事業」）を提供していくこととした。

- 17年10月1日 地域包括支援センターの適正な設置及び円滑な運営を図るため茅ヶ崎市地域包括支援センター運営協議会が設置（医師、歯科医師、薬剤師、自治会連絡協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、介護サービス事業者連絡協議会、学識経験者2名、茅ヶ崎保健福祉事務所のそれぞれの代表者10名により構成）され、各中学校区に設置されている在宅介護支援センターをなくし、地域包括支援センターをその時点の高齢者人口から7か所くらい必要と考え、18年4月には当座のところ4か所で開設し、20年までに7か所にする事とし、募集要項、選定基準を決定。

- 17年10月11日から4地区の募集を行い、書類審査、ヒヤリングを実施
 - ・「地域包括支援センター みどり」（社会福祉法人麗寿会）
 - ・「地域包括支援センター あい」（医療法人徳洲会）
 - ・「地域包括支援センター あさひ」（社会福祉法人慶寿会）
 - ・「地域包括支援センター 青空」（社会福祉法人翔の会）に決定し、18年4月1日より開設。7か所のため虹のそれぞれの色を使った名称を使用すること依頼。

- 19年6月1日から3地区の募集を行い、書類審査、ヒヤリングを実施
 - ・「地域包括支援センター ゆず」（社会福祉法人麗寿会）
 - ・「地域包括支援センター すみれ」（医療法人社団康心会）
 - ・「地域包括支援センター あかね」（社会福祉法人翔の会）に決定し、20年4月1日より開設。

- 22年3月の政策会議において、「地域包括支援センター等に関する今後の方針」として、
 - ①委託型地域包括支援センターの12地区への整備と基幹型地域包括支援センターの設置、②公共施設への移転・移設、③相談支援の拡大を目標とすることを決定。
 - ①として第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、地域包括支援センターを25年度に新たに2か所、市直営の基幹型地域包括支援センターを1か所設置すること、26年度に地域包括支援センターを新たに3か所設置することを位置づけ。
 - ②として23年4月に開設した鶴嶺西コミュニティセンター内に「地域包括支援センター みどり」を移転。他の包括においても、今後公共施設再編等の話があれば移転・併設を目指すこととした
 - ③として23年10月に地域福祉総合相談室が既存の地域包括支援センターに併設し、今後増設される地域包括支援センターにも順次併設することとした。

○24年7月3日から25年度開設予定の2地区と、26年度開設予定の3地区の募集を行い、書類審査、ヒヤリングを実施。

25年度開設予定を

- ・「松浪地区地域包括支援センター さざなみ」(NPO法人介護の会まつなみ)
- ・「小出地区地域包括支援センター わかば」(社会福祉法人麗寿会)に決定し、25年10月1日より開設。市直営の「基幹型地域包括支援センター」も開設。

26年度開設予定を

- ・「南湖地区地域包括支援センター れんげ」(株式会社 結)
- ・「鶴嶺東地区地域包括支援センター さくら」(医療法人社団康心会)
- ・「松林地区地域包括支援センター くるみ」(社会福祉法人慶寿会)に決定し、平成26年10月1日より開設。市内12の自治会連合会圏域への整備が完了。

2. 地域包括支援センター運営協議会の茅ヶ崎市における位置づけ

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の具体的な協議事項

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、推進委員会規則第2条の規定に基づき、次の事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

① 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定及び変更に関し、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申する。

② 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の実施状況など重要事項に関し、意見を建議する。

③ 地域密着型サービスの運営に関し、意見を建議する。

④ 地域包括支援センターの運営に関し、意見を建議する。

◎ 上記3及び4については、国の指導のなかで個別の協議会を設置しても、あるいは、推進委員会のような既存の附属機関を活用しても、どちらでもよいとされている。本市では、これらの施策が今後の介護保険事業の運営の中でも重要な位置を占めていることから、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に協議することとしている。

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会規則(抜粋)

(所掌事項)

第2条 委員会は、茅ヶ崎市高齢者福祉計画及び茅ヶ崎市介護保険事業計画の策定及び変更並びにこれらの計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。